

JIS

一般照明用 LED モジュールー性能要求事項

JIS C 8155 : 2019

(JLMA/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩渕 幸吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内田 富雄	一般財団法人日本規格協会
	江崎 正	IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田中 一彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平田 真幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	水本 哲弥	東京工業大学
	山根 香織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 22.9.21 改正：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	3
3 用語及び定義	4
4 表示	7
5 寸法	9
6 試験条件	9
7 電気的特性	11
8 光出力	12
9 光源色及び演色性	13
10 光束維持率区分及び耐久性評価	14
11 検査	18
12 照明器具設計に関する情報	18
附属書 A (規定) LED モジュール特性の測定方法	19
附属書 B (参考) 照明器具設計に関する情報	22
附属書 C (参考) メディアン光束維持時間 L_50 及び不点灯故障率 AFV に関する情報	23
附属書 D (参考) 光学特性コードの説明	29
附属書 E (規定) 基本波力率の測定	30
附属書 F (参考) 基本波力率の説明	30
附属書 G (参考) LED ダイ及び LED パッケージの例	31
附属書 H (参考) 温度測定方法	33
附属書 I (参考) 光束維持率及び色座標維持データに対する IES LM-80 の使用方法	34
参考文献	36
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	37
解 説	45

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8155:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

一般照明用 LED モジュール—性能要求事項

LED modules for general lighting—Performance requirements

序文

この規格は、2014年に第1版として発行された IEC 62717 及び Amendment 1:2015 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

1.1 総則

この規格は、LED モジュールに関する性能要求事項、その試験方法及び判定基準について規定する。次に示す三つのタイプの LED モジュールを対象とする (図 1 参照)。

タイプ 1 : 250 V 以下の直流電源又は 1 000 V 以下の 50 Hz 若しくは 60 Hz の交流電源で使用する制御装置内蔵形 LED モジュール

タイプ 2 : 商用電源に接続される JIS C 8147-2-13 に規定する制御装置と組み合わせて動作させる制御装置一部内蔵形 LED モジュール (定電圧、定電流又は定電力で動作する制御部を内部に備えている。)

タイプ 3 : JIS C 8147-2-13 に規定する制御装置と組み合わせて定電圧、定電流又は定電力で動作させる制御装置非内蔵形 LED モジュール